

職員の懲戒処分について（令和3年6月教育委員会定例会）（議案第9号関係）

No.	1
処分年月日	令和3年6月21日
処分の種類	減給5月
処分の理由	<p>生徒に対するセクシュアル・ハラスメント行為</p> <p>(事件・事故の概要)</p> <p>1 被処分者は、令和2年12月頃から令和3年3月にかけて、教科指導及び進路指導を行っていた3名の生徒に対し、セクシュアル・ハラスメントに該当する次の行為を行い、不快感を抱かせた。</p> <p>(1) 女子生徒3名に対して、SNSで、不適切な内容のメッセージを送信した。</p> <p>(2) 女子生徒1名に対して、職員室内で、膝の上を触る、ふくらはぎを触るといった身体的接触行為をそれぞれ1回ずつ行った。</p> <p>(3) 女子生徒1名に対して、職員室前廊下で、太腿を触る、頬を触るといった身体的接触行為をそれぞれ1回ずつ行った。</p> <p>(4) 女子生徒1名に対して、校内で、不適切な発言をした。</p>
事件発生日 年 月 日	令和2年12月頃から令和3年3月
被処分者の 年 齢	58歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備 考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)